

福井市公正入札調査等委員会設置要綱

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、第三者としての公平かつ中立な立場から福井市が行う入札及び契約の執行状況の監視並びに苦情処理の体制を整備し、もって公共工事についての不正な行為を排除し、入札及び契約に係る事務の公正な執行かつ適正な施行を確保するため、福井市公正入札調査等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 福井市が発注した公共工事に関する入札及び随意契約（以下「入札等」という。）の執行状況の総合的監視に関すること。
- (2) 入札等に関する意見の提出に関すること。
- (3) 入札等（随意契約を除く。）に関する談合情報の処理に関すること。
- (4) 入札等に関する再苦情の処理に関すること。
- (5) 福井市が行った指名停止等に関する再苦情の処理に関すること。
- (6) 前各号に付随する事項に関すること。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、5名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、公正かつ中立な立場で入札及び契約に係る事務についての審査を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は原則年3回開催するほか、第2条(3)(4)(5)に係る会議等は、必要な場合随時開催する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 委員会は、審議後、意見を集約する場合には、出席委員の過半数を持って決するものとする。ただし、審議事項につき、利害関係を有する委員は、審議に参加することを回避することができる。

6 工事・会計管理部長、主席工事検査官、工事検査課長は、委員会に出席し意見を述べることができる。ただし、評決に加わることはできない。

7 委員会の会議は非公開とする。ただし、第2条(1)(2)の審議に係る議事の概要については、開催後公表する。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、第2条の事務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、工事・会計管理部工事検査課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

(福井市公正入札調査委員会設置要綱の廃止)

2 福井市公正入札調査委員会設置要綱(平成10年4月1日制定)を廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。